

## 第2期

# 有田川町における女性職員の活躍の推進に 関する特定事業主行動計画

令和 3年 4月

有田川町長  
有田川町議会議長  
有田川町選挙管理委員会  
有田川町農業委員会  
有田川町代表監査委員  
有田川町教育委員会  
有田川町消防長

## 特定事業主行動計画

有田川町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、有田川町長、有田川町議会議長、有田川町選挙管理委員会、有田川町農業委員会、有田川町代表監査委員、有田川町教育委員会、有田川町消防長が策定する特定事業主行動計画である。

### 1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

### 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

有田川町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、毎月開催している庁議において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

### 3. 女性職員の活躍の推進に向けた取り組み

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、仕事と子育ての両立、また、介護をはじめとする支援等、子育て中の職員だけでなく全職員が仕事、生活の調和のとれた職場環境を目指し、目標達成のための取り組みを実施する。

### (1) 職員採用に係る目標

一般事務職の受検者全体における女性割合は、30%～40%の間で推移している。町ホームページや、採用説明会の開催などを通じ、令和7年度までに女性の受検割合を50%程度に引き上げるものとする。

#### ■一般事務職における受検状況

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
女性割合	36.8%	35.2%	40.8%	30.8%

### (2) 女性職員の登用に係る目標

一般事務職における班長以上の女性割合は、令和2年度では17.7%にとどまっている。このため、キャリアデザインをはじめとする人材育成・自律支援に関する研修を実施するとともに、人材育成型の人事評価制度を活用しながら、令和7年度までにこの女性割合を30%以上に引き上げる。

### (3) ワークライフバランスの推進

仕事と家庭の両立について職場全体が日頃から意識し、お互いが理解しサポートし合う環境を醸成させるよう下記の取り組みを行う。

- ①前述の人事評価制度による期首および期末面談などの機会を通じ、管理監督職と職員がお互いに状況把握・意見交換を行い、職員の能力発揮と組織力の向上につなげる。
- ②出産を控えている全ての職員に対し、管理職もしくは人事担当者による面談を行い、出産に関する制度の説明を行い、育児休業や休暇に関する助言を行う。
- ③安心して育児休業が取得できるよう業務分担の見直しを行う。また、必要に応じ会計年度任用職員の採用等により代替要員の確保に努める。
- ④年次有給休暇の取得目標を職員に周知し、年休が取得しやすい職場の雰囲気づくりを行う。

### (4) 男性職員の家庭生活への参画の促進

仕事と家庭の両立を営むにあたり、家庭生活において男性の十分な分担が得られなければ、女性の負担が高まり、結果として女性が職場において活躍することが困難となる。男性が家庭生活へ参加することを促進するため下記の取り組みを行う。

- ①令和7年度までに、育児休業(部分休業を含む)を取得する男性職員の割合を10%以上とする。
- ②両立支援制度の周知を図り、男性の配偶者出産休暇の取得割合を80%以上、育児参加のための休暇の取得割合を10%以上とする。

(5) 会計年度任用職員においても働きやすい職場を目指す取り組み

所属長は職員、非正規職員との業務バランスをよく配分し、お互いが協力し支えあえる職場環境を築くことに努める。また、子の出生を控える会計年度任用職員についても、正規職員と同様に、出産に関する制度の説明を行い、健康や安全に配慮する。